

慶應義塾神奈川通信三田会会則

第1条(名称)

本会は、「慶應義塾神奈川通信三田会」(以下当会という。)と称する。

第2条(組織)

当会は、主に神奈川県内に在住又は在勤する慶應義塾大学通信教育課程の卒業生をもって組織する。

第3条(目的)

当会は、会員相互の親睦を図り慶應義塾社中の一員として義塾の発展に寄与し、また慶應義塾の諸団体と連携を保ち後学の便を図ることを目的とする。

第4条(事業)

当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び親睦を図る事業。
- (2) 母校及び各三田会との連絡を図る事業。
- (3) 慶友会等在学生の諸団体と連携して在学生の勉学を援助する事業。

第5条(事務所)

当会の事務所は、相模原市緑区大山町 1-41-2004
竹原 貢 会長宅に置く。

第6条(役員と職務)

当会には次の役員を置く。

会長…1名 副会長…若干名 会計監査…複数名
部長…若干名 副部長…若干名 顧問…若干名

- (1) 会長は当会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要あるときは職務を代行する。
- (3) 会計監査は当会の会計を監査し、総会において報告する。
- (4) 部長並びに各副部長は次の部に所属し事業の執行に当たる。
① 総務部 ② 情報システム部 ③ 経理部 ④ 広報部
⑤ 渉外部 ⑥ 企画部(慶早担当部) ⑦ 塾員部(同好会部)
⑧ 運営チーム
- (5) 役員は総会において選出され、任期は1年とする。但し、再任妨げない。

第7条(役員会)

役員会は、役員をもって組織し、会長が毎年度1回以上これを招集する。

- (1) 役員会は、会の中核機関であり、会務の重要事項を協議決定する。
- (2) 役員会は、構成員の3分の1以上の出席を要する。
但し、委任状をもってこれに代えることができる。
- (3) 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第8条(顧問)

- (1) 当会は会員の最高の尊称として顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は正会員の中から役員会において推薦され総会において承認される。

- (3) 顧問は当会に対し助言及び援助を行うことができる。

- (4) 顧問の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第9条(総会)

総会は、毎年度1回開催とする。役員会において協議のうえ会長がこれを招集する。

- (1) 総会は、会全員を持って構成される当会の最高議決機関である。

- (2) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第10条(経常費)

当会の活動に要する経費は年会費及び事業収入、寄付金等をもってこれに充てる。

第11条(会費と会員資格)

- (1) 会費: 当会の会費は年額 2,000 円とする。但し、50,000 円前納者を終身会員とする。

- (2) 会員資格: 当会の会員資格は、会費を納入することによって得ることができる。但し、会費を3年間滞納した場合は、その年度末をもって会員資格を喪失する。この滞納期間中は、会報配布など、会員と同等のサービスは付与されない。なお、会員資格喪失後とはいえども、会費を納入することによる再入会を妨げない。

第12条(会計)

当会の会計は、会計監査を受けたうえ総会において報告し承認を得るものとする。

第13条(会計年度)

当会の会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする。

第14条(補則)

本会則に定めのない事項については幹事会において協議決定する。

第15条(会則変更)

この会則の変更は総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。

<付則>

昭和46年11月7日制定 平成13年11月17日改正
昭和47年11月5日改正 平成15年11月8日改正
昭和49年11月10日改正 平成18年11月18日改正
昭和52年11月6日改正 平成25年11月18日改正
平成3年10月26日改正 令和4年11月12日改正
平成5年11月6日改正 令和5年11月11日改正
平成11年11月13日改正 令和6年09月18日更新
令和7年11月8日改正